

高松市北消防署庁舎空調設備賃貸借

仕様書

高 松 市

## 1 一般事項

### ① 設置場所

高松市宮脇町一丁目2番34号

高松市北消防署2階及び1階

(詳細は別表1及び別紙平面図参照)

### ② 建物構造・規模等

鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て

建築面積 1,190.40㎡ 延べ面積 4,937.86㎡

### ③ 設置期限

令和3年5月31日

設置工事を令和3年4月1日以降に開始し、令和3年5月31日までに設置完了するものとする。

### ④ 賃貸借期間

令和3年6月1日 ～ 令和8年5月31日

### ⑤ 賃貸借料

下記aからdまでに係る費用の総額を月々均等分割(60か月)で支払うものとする。

a. 空調設備設置工事、電気工事、その他空調機が使用できるまでの全ての付帯工事費用とし、天井、パーテーション改修工事等を伴う場合はそれに係る費用を含むものとする。

b. 既存空調設備の撤去工事は業務内容に含まないものとするが、施工の際に障害となるものについては発注者と協議の上、撤去しても差し支えない。その際は適法の処理を行い、その費用も含むこと。

c. 本仕様書内に記載していない諸設備等で、各種法令に基づき必要となる費用。

d. フロン排出抑制法に基づく点検費用(年4回)。

### ⑥ 支払条件

前払金及び部分払金 なし

毎月均等払い(60か月分)

令和3年度 6月から3月の10か月分

令和4年度 4月から3月の12か月分

令和5年度 4月から3月の12か月分

令和6年度 4月から3月の12か月分

令和7年度 4月から3月の12か月分

令和8年度 4月から5月の2か月分

## 2 機能等の条件

### ① 空調設備設置工事

- a. 冷暖兼用電気式（新品）の空調設備とすること。
- b. グリーン購入法適合商品であること。
- c. 空調設備の能力は、別表1に示す要求能力以上とすること。室内を均一に冷暖するために必要に応じて複数の機器を組み合わせても良い事とする。ただし、20㎡以下の室についてはルームエアコンでも可とする。その場合は室の広さに適応する能力の物を選定すること。
- d. 室内機は天井埋込型、天井吊型、壁掛型のいずれも可とするが、床置型は不可とする。
- e. 機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力は、7.5kW未満とすること。
- f. ダクトを用いない方式とすること。
- g. 仮眠室エリアについては、パーテーション改修工事を施してエリア全体を冷暖する方式、ブロックごとに冷暖する方式、各室ごとに冷暖する方式のいずれも可とするが、パーテーション改修工事を伴う場合は、それを賃貸借料に含むものとする。また、エリア方式、ブロック方式の場合は、各室ごとに温度設定できる仕様であることまでは求めない。各室ごとに設置する場合は、各室にリモコンを設置すること。
- h. 2階の空調設備の室外機は、2階バルコニーに設置すること。その際、仮眠室の窓をアルミパネルに交換し、開閉不能にしても差し支えない。
- i. 配管は、露出配管、隠蔽配管でも可とするが、床に設置することは不可とする。露出配管とする場合は通行に支障のない高さ、位置に設置すること。
- j. ドレン配管は、発注者と協議の上、車両の通行に支障のないように施工すること。
- k. 屋外に設置する冷媒配管は、必要に応じて保温付被覆（ラッキング）したものを使用すること。

### ② 電気工事

- a. 電気配管、配線等、空調設備設置に伴う電気工事一式とする。
- b. 既存の地下1階電気室より電源の取出し、必要に応じ遮断器等を設置し、1階受付事務室及び2階バルコニーまでの配線工事を行うこと。
- c. 照明器具及び自動火災報知設備の移設又は再取付けに係る工事も含むこと。

### ③ その他付帯工事

- a. その他空調機が使用できるまでの付帯工事を含むこと。
- b. 配管、配線等の施工のため、壁に穴をあける必要があるときは耐力壁を避けること。

## 3 機器の保守業務

- a. 受注者は、空調機器の設置後から賃貸借期間終了までの間、空調機器の正常な機能を保持するため、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を年4回実施すること。
- b. 賃貸借期間中の機器の不具合に関する問合せ、緊急修理等については誠実かつ迅速に対応すること。

- c. 通常使用に伴う機器の故障について発生する経費は、令和3年6月から令和4年5月末までは受注者の負担、令和4年6月以降は発注者の負担とする。

#### 4 その他

- a. 空調設備については賃貸借期間終了後、発注者に無償譲渡するものとし、賃貸借設備の撤去費用は含まないこととする。
- b. 賃貸借期間中の空調機器フィルター清掃については、発注者で対応するため、賃貸借料に含めないこと。
- c. 平成11年に耐震補強工事した際に、天井・内装材を更新しているため、内装に関してはアスベスト含有の建材を使用していない事は確認済みである。
- d. 業務の詳細については、事前に発注者に確認を得てから実施すること。
- e. この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

#### 5 共通事項

##### ① 総則

- a. 関係法規・条例及び規則等を遵守すること。

##### ② 工事中の公害及び災害の防止にかかる安全対策

- a. 工事期間中は、公害・災害・危険防止等に最善の対策を行い施工すること。
- b. 工事現場に出入りする車両は、美化推進に努力し、汚損した場合は、責任を持って清掃すること。なお、工事車両の駐車場所として、高松市北消防署敷地内南側にある駐車場を使用することができる。
- c. 現場作業時間は、原則として月曜日から土曜日までの、それぞれ午前8時から午後5時までとする。工事可能日・時間が制限される場合があるため、発注者と十分協議の上、作業を行うこと。
- d. 事故及び苦情が発生した場合は、速やかに対応し、処置内容を発注者に連絡すること。工事車両の通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するとともに、騒音、振動、防塵等においても、発注者及び近隣に配慮した計画をすること。

##### ③ 不当要求行為の排除対策

受注者は、業務に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- a. 暴力団等（暴力団、暴力関係企業等不当要求行為を行うすべての者をいう。）から不当要求行為（不当又は違法な要求並びに工事妨害その他発注工事等の適正な施工を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- b. 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

- c. 請負者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、請負者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

#### ④ 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- a. 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- b. 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- c. 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- d. 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- e. 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- f. a から e までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

別表 1. 空調設備設置室条件

	番号	名称	用途	面積 (㎡)	室内高 (m)	要求能力※ <sup>1</sup> 冷房能力最大 (kW)	備考
地上 2階	①	次長室	一般事務室	25	2.6	4.5	
	②	会議室	一般事務室	49	2.6	11.2	
	③	警防救助事務室	一般事務室	138	2.6	32.0	
	④	予防事務室	一般事務室	120	2.6	22.4	
	⑤	救急事務室	一般事務室	35	2.6	8.0	
	⑥	救急和室	一般事務室	18	2.5	4.0	ルームエアコンでも可
	⑦	食堂	食堂	76	2.6	22.0	厨房設備（ガスコンロは3口）あり
	⑧	仮眠室エリア	一般事務室	エリア全体 275 仮眠室のみ 208	2.6	エリア全体 44.0 仮眠室のみ 34.0	6.0～6.5㎡の部屋が32室、4.6㎡の部屋が2室の合計34室。 エリア全体を冷暖する方式の場合は パーテーション改修工事が必要。
	—	廊下	—	—	2.3	—	配管等を施工する際は通行の支障に ならないようにすること。
地上 1階	①	受付事務室	一般事務室	13	2.3	4.0	ルームエアコンでも可

※<sup>1</sup> 要求された能力以上とすること。機器を複数設置して能力を満たすことでも認める。機器の組合せは自由とする。